

弥生期の水田区割について（下）

鏡山, 猛

<https://doi.org/10.15017/2244509>

出版情報：史淵. 96, pp. 63-89, 1966-09-15. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



弥生期の水田区劃について（下）

鏡 山

猛

目 次

緒 言

(一) 登呂の水田区画

(二) 安国寺弥生遺跡に於ける水田区画（以上九十二輯）

(三) 沼津平野に於ける水田遺構

イ、目黒身遺跡

ロ、伴名田遺跡

ハ、沢田遺跡

ニ、沼津平野の条里

ホ、愛鷹地区の特殊地割

(四) 弥生期耕田の断片資料

イ、静岡県山木（多田）遺跡（以上第九十五輯）

ロ、新潟県千種遺跡

ハ、三重県上箕田遺跡

ニ、附 記

(五) 弥生期水田区画と条里遺構（以上第九十六輯）

弥生期の水田区劃について（下）（鏡山）

ロ、新潟県千種遺跡

こゝに紹介する例は弥生期の住居に連なる遺構であるが、水田遺構とするには若干の疑問もある。しかし、遺構の所在は当時の地区割の復元の手がかりを与えるものとして重要視される。佐渡ヶ島の千種遺跡は、戦後弥生後期の低地遺跡の調査が相ついで行われた機運にのつて明らかにされたもの、一つである。^{註1}佐渡ヶ島中央部の国中平野はこの島の中核地で国府もこの平野のなかにあつた。当遺跡は国府川と新保、中津両川の合流点に近く、国府川の河口より約四・五軒さかのぼつた地点である。昭和二十七年河川改修工事に伴つて河岸より発見され、同年四月より七月に至る四ヶ月間工事の間をぬつて調査がづけられた。すでに調査地区のすべては改修工事によつて河底に没しているが、新潟県教育委員から左記の調査報告書が出版された。

新潟県文化財報告第一（考古編）『千種』

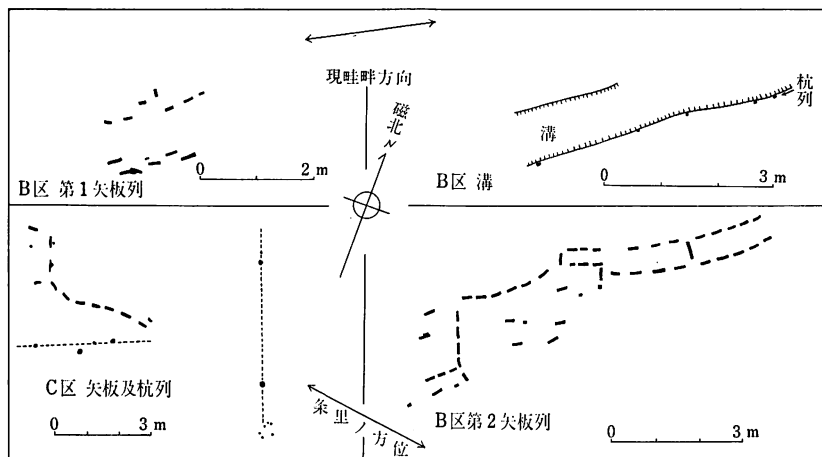
昭和二十八年十月刊

報告書によれば、遺構はA、B、Cの三群に分かれている。この三つの地区は何れも国府川右岸にあたり、新堤防のなかにふくまれている。上流よりA、B、Cと記録され相互間隔約八十米をへだてゝいる。A地区は割板を方形に組合せた井戸と、四本の柱があつた事が知られていたが、工事により充分な記録をとる暇がなく湮滅した。

B地区では泥炭層上に形成された小貝塚が調査され、一帯には遺物包含層がある。遺構として検出されているものに、溝矢板列、杭、柱等がある。

C地区で記録されたものは、大小九本の柱、杭及び矢板列の遺構である。

上記諸遺構の記述のうちに、こゝで特に取り扱いたいのは溝と矢板ならびに杭列である。これに関する遺構はB、C二地区で発見されている。B地区では二ヶ所に矢板列があり、第一の地点では十二枚が図示されている。たゞこの調査は新堤防改修工事に伴つて行われたもので、矢板列を全部追求することが出来なかつた。第一地点では、矢板はほとんど同一



第19図 佐渡千種遺構図 千種、報告書より

方向をとっている。南側の矢板は二枚ずつ対になっているようである、外側の矢板列で計ると、北の列との間隔は約一米である。矢板は何れも杉材を荒割りにしたもので、大形厚手のものが多いことが注意されている。

B地区の第二地点では、矢板列はやゝ彎曲しながらも、二列に並んだ状態が描かれている。この列の一端から、更に直角に折れる方向に並んだ数枚の矢板がある。図示（第一九図）されたように、曲折は複雑であるけれども、一つの方向は保たれている。報告書では、この矢板列はこれまであげたような水田地帯畦畔用のものでなく、護岸工事のような水防構築物の止め板であろうと推論されている。

C地区では、すでに抜き去られた矢板を加え、東より西に連なり、北に曲がる十二枚の列が知られた。この矢板の一侧にえられた杭三本と、矢板列北端に二本と、列の南側に並んだ四本の割材杭が記録されている。杭はこの矢板列の東側に二本並んで発見された。その南には小柱六本がかたまつて打ち込まれている。大柱の間隔は三・八米である。これは抜き去られた一本と合せ高床の建築物の遺構とみられぬ事もない。矢板ならびに杭列の用途については報告者は多くを語っていない。私はその用途が何れにせよ柱、杭、矢板などの成列方位について注目したい。

第一の矢板列は東西方向より南北方向に屈折するようである。第二の柱

列と第三の柱列はほぼ直交する。しかも、その走向は当地における国府川堤防と平行、ならびに直交する。又、この列は前述のB地区の矢板列の走向に近似していることを注意しておこう。

次にB地区で発掘された溝も、矢板列と相似た走向である。この溝は青色粘土層を切つて幅約一米、深さ約三〇糎程度に掘り込まれ、南側の溝縁には所々に杭が打ちこまれている。北側は工事による破壊のため杭の所在がたしかめられていない。溝内には土器片、木材片がたまり、ことに溝底には夥しい杉皮、桜皮等が滞留していた。溝底には砂礫に類するものは認められなかつたが、滞留した軽量の遺物は、流れの方向を示す如く、東西方向に配列されていたことが注意されている。高低差からいえば、あたかも東方住居地帯から低地への排水路のような観がある。延長が僅かしかたしかめられていないのはおしいが、調査の規模から致し方がない。

さて上記の諸遺構が同一年代の構築物であるかどうかについては、一々検討を要するであろう。たゞこゝにこの遺跡の各地から発見採集された土器は、いずれも弥生末期の比較的単純な様相を示していることから、想定年代の基準をこゝに置くことは出来る。土器の上からは単一相であり、溝中発見の土器も他の様式をふくまぬ流入堆積と考えられる。杭、矢板の年代は多少新古の別があるかも知からない。杭類の原位置を確定出来ない現在は、凡てが弥生末期の工作といえないまでも、登呂その他の事例から、大勢は当時期に比定してさしつかえないものも多いと思う。そうして溝、矢板、杭列の走向を合せまとめると次のようになる。

B地区の溝の走向を図上で計ると磁北から五五度東傾している。同じB地区の溝より西方に位置する第一地点の矢板列は方位走向を計るには余りに短距離であるが、溝と相似た方向である。そうして十二本が溝の方向に平行であり、最北端の一本だけが直角方位に打込まれている。

第二地点の矢板列もゆるやかに彎曲しているので、直線走向を出すことは困難であるが、前記の溝の走向と近似してい

ることは間違ない。

C地区では蛇行する矢板列の一端は東西方向に近い。止杭をそえた北端部では、溝の走向にほぼ直角である。その南にある四本の杭列は東方の柱を連ねる線と直交する。その東西軸線を計ると磁北より六五度東傾している。

さて上記の溝以下矢板、杭列の大部分の走向は現在の新堤防に平行関係におかれるものが多い。国府川改修の新堤防は、図示された北岸で $N(磁北) 68.5^{\circ}E$ である。又北岸堤防の外(北)側の耕地整理済の水田畦畔軸は $N(磁北) 60.5^{\circ}E$ である。従つて前に計つた磁北を真北に改むれば、次のような対比となる。^{註2}

B地区 籾 (B地区矢板) $N50^{\circ}E$

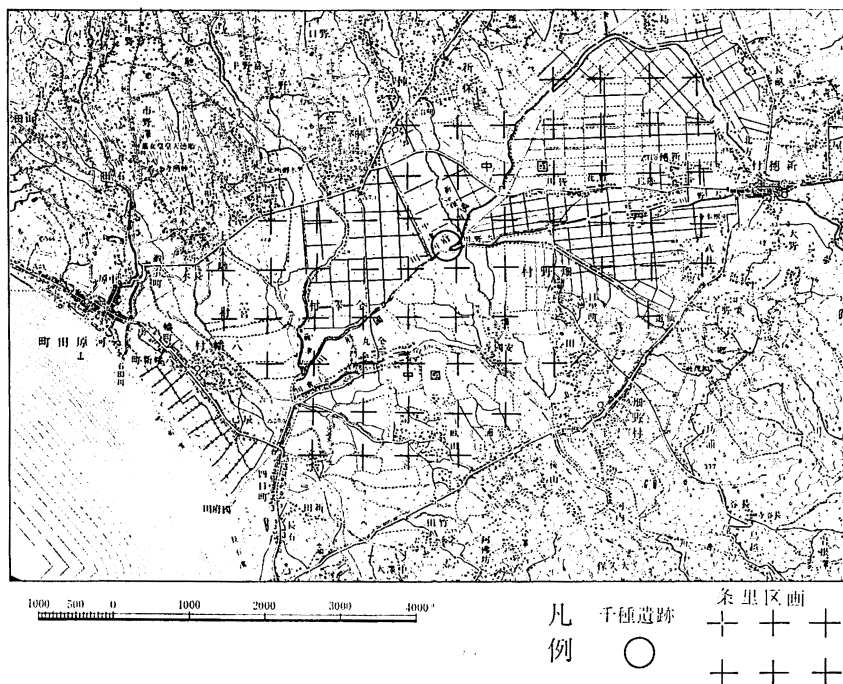
C地区 杭、柱列 $N60^{\circ}E$

国府川新堤防 $N63^{\circ}E$

堤防北側水田畠界 $N60^{\circ}E$

現在金井町役場附近より河岸の遺跡地に直線道路がある。これは改修された中津川の河道を以て西を限り、東は新保川の両岸に展開する新しい耕地整理の主軸をなしている。南北約一・七軒、東西約一軒に亘つて行われた耕地整理が現在の水田耕地割の状況である。^{註3}旧杭列や溝の走向が現在の耕地割りに近似していることが注意されるけれども、この耕地整理は大正元年に施行されたもので、古い地割線でない。国中平野には、もともと正南北の条里遺構が一部に現存し、かつて広い範囲に及んでいたことが知られた。

佐渡の条里については国府川下流左岸附近にその存在が報知されているが、その詳細についての報告がみあたらない。そのため私は短時日ではあつたが、佐渡の国中平野をまわつて若干の資料を得た。^{註4}国中平野は現在五万分の一地図をみても、大規模な耕地整理が行われていて、古い条里のあとを見出す所は畑野町だけとなつている。町役場で明治二十一年調



第20図 佐渡国府川流域条里想定図

製の千二百分の一地図を見せてもらったが、畑本郷の図では、条里坪割りの状態がよく残っている。この地方は現在も水田区割がそのまゝの姿で残っている。現状は航空写真でも条里遺構が観察されるが、国府川の南岸地帯に広く展開している条里遺構は、昭和四十年度の国土調査によつて、この地域の五分の一の正確な実測が完了しているので、その図面によつて計ると、坪の一边は正しく六〇間、三六〇尺となり、阡陌の方位は正しく真北を指している。このような離島にかゝわらず基本的な条里工作が正確な計測を以て実施されているのに一驚を喫した。畑野町の東端に新しい耕地整理のあとがあるが、これは隣の新穂村の耕地整理に連続したものである。この村の水田地帯は大正十四年に完工したもので、この時の耕地整理で古い条里の姿は失われてしまった。しかし役場にある「新潟県佐渡郡国中耕地整理組合施工地区並に之に隣接する土地現形図」を見ると、新区画実施以前の条里のあとが明瞭に示

されている。

この図は千二百分ノ一で新穂村の水田地帯を一枚に画いた広い地図であるので、よく旧い田地割が觀察出来る。現在の耕地整理図によつてみれば、水田地割は中央部に於て南北二区に分れ、ほゞ南北線ではあるが、多少傾斜している。しかも国府川の沿辺には別方向の区画がみられる。これは整理前の地図では国府川の流路によつて古い区画線も消滅した地区である。大正十四年図では、新穂川の東北岸には南北方向の条里のあとが明らかに残つてゐるし、又村の大部分の水田は、畑野村の条里と相連続してその間に脈絡のとれない所はない。

次に国府川の北岸では、金井町役場に於て「新潟県佐渡郡金沢村中央耕地整理組合施工地区及之に隣接する土地の現形図」千二百分ノ一図を点検した。この図によれば当地区にも南岸と同じく東西―南北方向の坪割りが読みとれる。こうしてみれば、現在いくつかの異方向の水田区画が出来ているけれども、ふるくは東西―南北を基線とした連続条里区画がこの平野の中心部を蔽つていたことが察知される。たゞこれ等の六百分乃至千二分ノ一字図を点検していえることは、畑野町の場合が最もよく条里のあとを残しているのに對し、新穂町、金井町などは条里跡としてやゝ判定し難い部分がふくまれているということである。ことに中津川、新保川の流域では、南北の条里線は凡そ追求出来ても、坪割りの区画線が明瞭を欠く所が多い。たゞ南北方向を追求すれば、新保川下流（国府川の合流点近く）左岸地区は正南北方位の地割があり、中津川下流左岸も同様である。この二つの川の間に挟まれた地域が問題の千種遺跡の北岸に相当するのであるが、大正元年図では真北より約八度の斜傾である。尤もこの地区の地割はやゝ乱れているので、古い地割線そのまゝであるか否か疑問である。ともあれ、左右の正南北路線が明らかにされているので、僅か五〇〇米程度の間だけ急変することも考えられないが、一面には国府川に直流する水路線が正南北よりやゝ西に傾く古い地形が条里の基線を若干周辺地域で乱したことも考えられる。何れにせよ、国中平野の条里線は真北を一方向とする交叉線によつて形成されている所から考えれ

ば、弥生期の水田区画と齟齬することは当然であろう。国府平野の条里施行以前の水田区画の全体を推測することは出来ないけれども、国府川に流入する新保、中津両河は本流に直角に流入するという地形を局地的にみれば、弥生期の杭列が現代の耕地整理の方向に一致するという理由も首肯出来る。しかし翻つて考えると、弥生期の水田区画も局地的な処理でなく、もつと広い地域に立脚して計画されたとすれば、この位の断片資料では問題に対する立論の足場とはなり難い。

たゞこれまでの知見によつて、弥生期の区画が正しい直線でないことから、南北に近い水田区画線が仮に弥生期に存在していても、多少角度のずれはあつたであらう。むしろこの杭列が正東西—南北を示さない所に工作された時代の古さが物語られていると解することが出来る。

註1 千種遺跡は出土した木器、木製品が人々の注意をひき、現地の調査陣が工事に対応する緊急体制をとり、国学院大学考古学研究室の応援を得て調査が遂行された。

註2 佐渡ヶ島の磁針のふれは資料に乏しいが、ここでは仮に六度として計算した。山本修之助氏著の「佐渡の島」に掲載された地図には五度三十分と出ている。

註3 国土地理院に所蔵される旧参謀本部陸地測量部の五万分の一の図幅（夷）をみると、最も古いものは大正二年調製のものである。この図には、当地の道路は改修直後の状態が描かれ、条里の表現は失われている。

註4 昭和四十一年五月四日五日に、金井町、畑野町、新穂村の各役場を廻つて資料を集めることが出来た。幸に各町村役場に廃用となつた耕地整理前の千二百分の一の地図があつて、

条里複元に役立つた。廃棄用の地図書類は歴史資料として効力を發揮する貴重なるものであるので、完全な保存を望みたい。

註5 国中平野の条里坪付けの遺名と思われる字名をさがしたが、明確なもの得られなかつた。たゞ左記の地名資料のなかで、旧吉井村の大字大和のうちに「一ノ坪」という小字名があげられている。この方面の条里遺構を調査する暇がなかつたので、断言は出来ないが、或は坪読みの遺名かも知れない。

佐度史学第二集（昭和三十五年十月刊）

本間雅彦氏「地名採集手帖」（続ノ部）

この資料を提示された本間氏の好意を感謝する。

ハ、三重県上箕田遺跡

上箕田遺跡は鈴鹿市神戸町の東約二・五軒、伊勢湾海岸より約二軒、上箕田部落の南に位置している。鈴鹿川の南岸平野、水田地帯のたゞなかにある遺跡である。^{註1}

昭和三十五年名古屋大学澄田正一教授の指導のもとに、三重県立神戸高等学校仲見秀雄氏等の発掘調査が行われた。調査後「鈴鹿市上箕田弥生式遺跡―第一次調査報告―」が出版された。当時私もこの報告書を恵与されたが、昭和三十九年現地をおとずれる機会があつた。当時神戸高校にも立寄り、調査担当教官の教示をうけ、発見遺物を実見することが出来た。

以下上記報告書によつて遺跡の概要を紹介しておこう。発掘地区は、幅一米、長さ二四米のトレンチを設定して、所要の地区をその両側に拡張する方法によつてゐる。発見された遺構は左のようなものがある。

一、柱、矢板列 二ヶ所

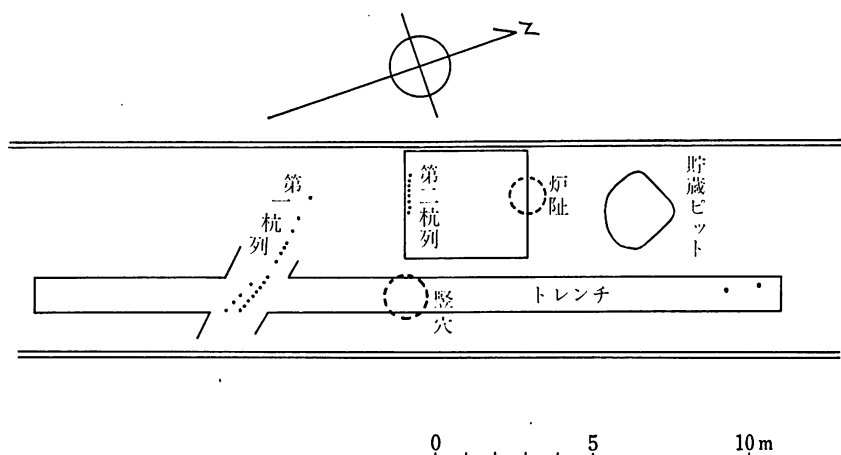
二、溝状遺構 一ヶ所

三、貯蔵穴 二ヶ所

四、柱 穴 二ヶ所

五、竪穴及炉趾 数ヶ所

柱、矢板の列については後に述べるが、貯蔵穴と称するピットは、二・二米×三米の円型に近い竪穴で、深さ一・四米、下部が狭まつて、表面近くでは密集した土器片の他に瓜の種子、炭化米粒その他が出土している。ピットの内部は泥炭状の黒土で埋まつているにすぎない。上面の土器は弥生後期のものに限られている。竪穴は発掘地区の断面に三ヶ所記録されているが、その一つには径約一米のくぼみに灰が一五糎ほど堆積しているので、炉趾とされている。小形竪穴一ヶ



第21図 上箕田遺跡遺構図（上箕田、報告書より）

所はトレンチの端にかゝつて発見されているが、完掘されていない。溝状の遺構も全掘されていないので全長はわからないが、約一メートルを三ヶ所で調査されている。断面U形で上幅約二米下幅約一米深さ六〇乃至八〇糎程度という。比恵などの環溝に比べるとやや浅いようである。こゝでは溝の上辺に多量の弥生式土器を発見するようである。この溝の性質については一部分の発掘にとゞまっているので断言は出来ないが、次に述べる第一柱列とほぼ平行しているようである。かゝげられた平面図で見ると、溝の線から南側に柱列があり、北側に竪穴、貯蔵庫柱穴などの住居関係があるとすれば、或は水田地帯と住居地帯との境を区切る溝とも考えられる。現在の微地形や、弥生期の地形復元によつても、北より南に僅かばかり傾斜していることは考えられる。トレンチの断面で記録された所では、黒色有機土層の下底面は、やはり南に向つてごくわずかではあるが、傾斜している。

前述のように杭列は二ヶ所で検出されている。

第一は二列になつて五米の間に二十三本発見されている。二列といつても、北側に多く、両列の間隔は約三五糎程度である。現存の杭は長さ五〇糎以下のものが多い。地表下三〇糎以下に杭頭がある。杭頭の位置は当初からそのまゝであるのか不明であるが、報告者は弥生後

期のものと考えられているようである。杭のなかには底部で連結されているものもあるから、水路遺構ではないかと推測されている。登呂の矢板列の遺構に比べると、小形であるが、詳細についてはなお比較検討の余地があるようである。

第二の杭列は一・三米の間に十四本密着して発見されている。地下七〇乃至五〇纏の青色粘土層に打ち込まれている。報告者は弥生中期以前のものとされているが、その理由は明記されていない。用途も不明とされている。杭と称するものゝなかには板材もまじっている。又、横材を通す孔があいているものもある。前に紹介した山木水田遺跡でみるような縦横材の組合せに似た構造がこゝでもあつたであろう。第二の例はともかくとして、第一の例は耕作田に関係ありそうである。僅かばかりの発掘であるから、これも断片資料にすぎないけれども、現在この地域は条里制の明瞭な遺構のたゞなかにあるので、両者の対比を試みておこう。

鈴鹿川南岸下流平野、くわしくいえば鈴鹿川と金沢川との間には、海岸道路近くまで、条里遺構がみられる。上箕田遺跡はこの条里地帯の中央よりやや南によつた位置にある。今この条里区を図上で計ると、東西及南北約六杆の範囲であるが、箕田地方での条里軸の方位は、北約二十度東傾している。こゝにあげた弥生期の杭列は正しい直線をなしていないことはこれまであげた諸遺跡の杭列とも共通する性質であるが、図示された遺跡図はトレンチの方位が条里線に規制された現在の畦畔の方位に一致しているので、両者の走向関係は一見明瞭であろう。こゝでは弥生期の第一杭列は条里の方向と数度の偏差がみとめられ、かえつて第二杭列が条里走向と一致している。それが偶然であるかどうか、短距離の調査では断定し難いが、土地区画の古今通じての一貫性ということが主張されるとすれば、この杭列も一そう重要視されねばならない。この第二杭列が条里区画以後の施設に伴うものとするれば、解釈は簡単であるが、報告者のように弥生中期以前とするならば簡単にみすごせない。

さて第一杭列が弥生期水田の畦畔や水路に関係があるとすれば、当時の水田面は何処に考えてよいものであろうか。こ

これは杭頭の当初の位置で決定される可能性にあるが、杭頭の上部は腐朽して構築当初の復元が困難であるとすれば、遺物と包含土層の關係から推測する以外になさそうである。調査地区の層位關係は左の通りである。

Ⅲ、青灰色細砂層 人工遺物は発見されていない。弥生以前の層。

Ⅱ、褐色砂礫 灰褐色砂質粘土、青灰色粘土層よりなる。弥生前—中期の土器を含む。第二の杭はこの層中に残存している。

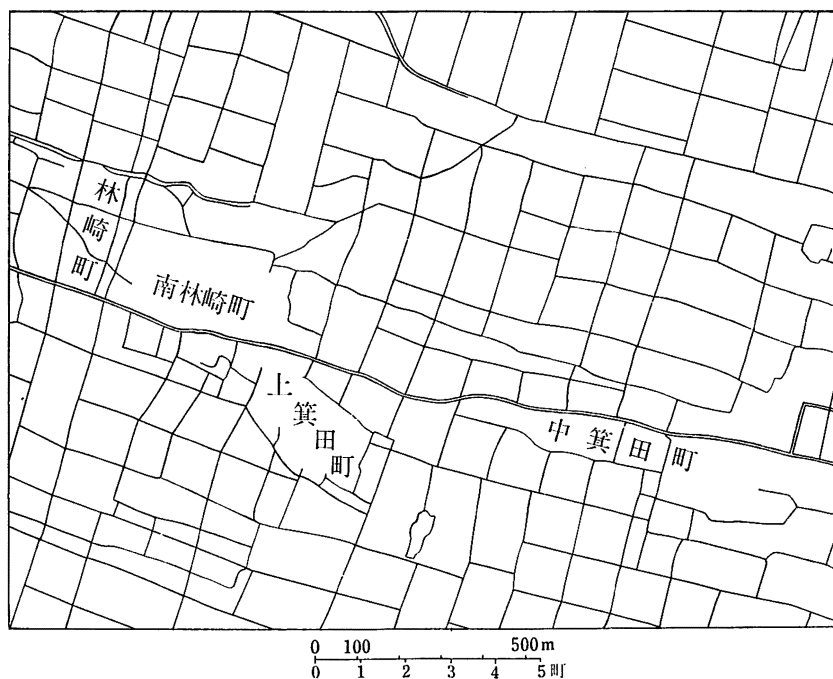
Ⅰ、黑色腐植土層 弥生後期の土器、石器等を含んでいる。

Ⅰ、耕作土

この第Ⅲ層の堆積のしかたは、洪水、溢水の状態を示している。従つて水田上面が削去される可能性もあり、又砂礫の混入も考えられる。このような地表面の変動によつて弥生中期又はそれ以前の水田面をとらえることは困難である。弥生後期の包含層に第一杭列が頭を持つているとすれば、その年代は抛り所を持つこととなる。

弥生後期の低地遺跡で植物性遺物が発見されていることは、これまでに多くの例が報告されている。この遺跡でも、地下六〇乃至八〇厘の泥湿地から木製品その他の遺品が検出されている。木製容器として台付碗の例があり、組合せの器具や弓形の木器があげられる。アンペラ状編物なども珍らしい出土品である。又、炭化米も多く、或地点では多量の粃が塊状をなして発見されている。弥生期の粃粒として注意をひく問題を記述されているので専門家の研究を期待したい。

当遺跡は鈴鹿平野に於ける三角洲扇状地内に立地しているが、弥生後期の遺跡は海岸線近くまで分布している。当時の海岸線が現在と大差ないことを物語つており、又、条里遺構も海岸近くまでのびている。この条里遺構は国土地理院の五万分の一地形図を見ると、整然としているけれども、至細に検討すると随所にひずみとずれがみとめられる。ことにこの条里平野の北辺では偏差がはなはだしい。鈴鹿市調製の三千分の一地図をみれば、この關係は一そう判然とする。図上に



第 22 図 箕 田 地 方 地 割 現 況 図

は長地割の条里区線が連続しているけれども、条里阡陌の線は所々で齟齬を来している。端的に言えば、両辺が平行でなかったり、隅角が直角でなかったりすることもある。加うるに一辺長が正確に六〇間（三六〇尺）でなく長短差がある。ということは画一的な計画でなく、各々の地区で独立した方形地割を目標として画地したために、その間の脈絡がとれない結果となつていゝといえる。それでも各々の坪が全く独立したものでなく、小差を以つて方向と一辺長をなるべく等しくしようとする企図は否定出来ない。それ等の変差のつじつまをつとめて合せるとすれば、隣接の坪が重複して小型の坪が出来るか、坪と坪の間に空隙が出来るか何れかである。後者の場合、長短の差だけの時は狭く長い坪内の空地が出来る。異方向の隣接区の場合には梯形に似た空地が出来る。このような不整合の条里は、極端になれば登呂水田遺跡にみるような地割となるであらう。しかし伊勢の

この場合は不整合であつても条里である。弥生期の水田区画と同一視出来ないことは明らかであるが、規格整合の条里と、登呂水田区画との対比をしてみれば、まさに鈴鹿市条里は両者の中間的な形態とみることも可能ではなからうか。ちなみにこの地域の条里坪割りには明瞭な長地割りの形態が普遍的にみられる。しかも坪内はほとんど平行路線によつて十等分されるものが多いことも、坪の一边が正確に等辺でないだけに、特に目立っている。

一般の条里区内の現象としては理解し難いこれ等の不整合の原因の一つは、恐らく灌漑水系の異方向に起因することと思われる。それ等の水系が条里区で別方向に指示されるということは、自然地形に左右されるとはいつても、前時代の水系に拘束された結果と推測される。施行当時の土木工事遂行の能力によれば、この程度の方向規格を厳守するため、条里灌漑の水路をこの区域内で直線化することはさほど困難ではなかつたであらう。にもかかわらず、このような齟齬線を見出すことは条里起源の観点からもみすごせない問題である。なおこのような偏異傾向は伊勢国の他の条里にも見られるところであるから、別稿に於て再びふれることにし度い。

鈴鹿条里の坪の長さを計ると、一边で約一割の割増しになつて注意されている^{北3}。先にあげた大分県安国寺遺跡においても、坪の長さが一般の正規の条里よりも長くなつて注意しておいた。坪の丈量については、前述のように、曲尺で正しく三六〇尺となるのが最も普遍的な正規の条里である。しかるに鈴鹿条里では約四〇〇尺となつてゐる。これは平城京、平安京に於ける坊内の一坪四〇丈に近似している。しかし、この条里の長尺が坊内の坪と同一単位を意識して、丈量画地したものか疑問である。この訛長条里の地域の坪の界線は画一的に平行且つ直交していないことに留意すべきである。即ち坪の形が正しい方形でないとすれば、一割増の長さも平均値として受けとられる。この間の事情は更に多くの類例から推理を發展させねばならないであらう。単位尺の訛長か、或は又丈量値の増大かが問題になるであらう。鈴鹿条里に似て、坪の長さが六〇間に出入があり、坪の界線が平行でないものをふくむ、条里地域は全国に幾つかあ

る。手近の例では尾張国富田荘の名で知られている名古屋市西郊に残る条里遺構である。

鎌倉円覚寺の庄園であつた尾張富田荘については鎌倉時代暦応元年（一三三八年）の絵地図に示された地域は、現在名古屋市中川区富田町と、海部郡蟹江町、七宝町の相接する地方であることが知られている。^{註4}この附近の現在の地割は大梯尺の現状の地図をみても明かであるが、水野時二氏の示された字図を^{註5}参照すれば更に明瞭である。この地域の状況は鎌倉時代の地図と対照して興味深いものであるが、今はこれについて詳細を論ずる暇がないので、何れ稿を改めて条里のタイプと施行年代の考察を試みたいと思つてゐる。

註1 上箕田は現在鈴鹿市であるが、もと伊勢国鈴鹿郡で国府国分

寺も近く、当国の中心地に近い。

註2 一九六一年（昭和三十六年）十二月刊 三重県立神戸高等学

校郷土研究クラブ編

註3 仲見秀雄、倉田康夫氏「伊勢国鈴鹿川沿岸の条里制——旧河

曲郡を中心として——」

立命館文学一五八号（昭和三十五年刊）所載

なお鈴鹿川流域の遺跡については左記の論文がある。

藤岡謙二郎、西村睦男氏等「歴史地理的にみた鈴鹿市広瀬台

註4

地の初期歴史時代遺跡群」史跡と美術二七九号所載
富田の庄に関しては幾つかの論文があるが、庄図と現在の地形図を対照して掲げたものに左記の書物がある。

新地理講座第七卷「歴史地理」——日本の歴史地理、古代・

中世（米倉二郎氏執筆）中世の村落——第四十九図 昭和二十

八年朝倉書店刊

註5

水野時二氏著「尾張の歴史地理」上編（東海叢書第九卷）字
図は同書四八頁第八図に収められている。

二、附 記

以上弥生期の水田区画の資料は極めて断片的であるが、四ヶ所の調査報告によつて遺構を紹介し、当該地域の条里遺構との対照を試みて来た。弥生期遺構の範囲が極めて限られているので、充分な対比考察が出来ないのが遺憾であるが、今後の広域調査に期待せねばなるまい。この稿を終えて後、日本考古学協会第三十二回総会に出席の機会を得たが、同会の

研究発表を聞いて当面の問題に關して二・三の新しい知見を加えることが出来た。

その一は登呂水田遺跡の調査である。^{註1}昭和四十年年度の三回にわたる調査の結果は整理中であるが、現時点で指摘された要項の二・三を引いておこう。

① 水路は従来知られている南北方向のものの外、一部ながら東西方向のものがわかった。ここである東西―南北とは前に述べた水路畔の大略の方向で、正東西の意味では勿論ない。

② 中央水路（南北方向）は従来知られているよりも更に六〇米延びているので、以前判明しているものをあわせ三七〇米以上の長さと思われる。

③ 表土から平均して四〇糎位の深さで土師器が出土し、古墳時代に至り弥生時代の畦畔を再び利用し再開田したと考えられる部分が認められた。

④ 今回調査の水田面積は六、八〇〇平方米（二、〇六〇坪）で、従来推定された水田面積を加えると、七五、〇〇〇平方米（二三、〇〇〇坪）以上の拡がりを持つことになる。

以上の事実を写真及び実測図で解説されたが、特に興味をひいたのは古墳期の改修補強で畦畔及び水路がその頃までやや高い姿で露出していたことを推定されたことである。この点は弥生と条里遺構とを対比する場合に相当の時間的距りを感じずる際に、中間を埋める資料として有用であろう。理論的には、弥生期に開田されたものが、大化以降に耕地整理が行われるまでそのままの状態であつても、差支えはないのであろうが、登呂で新に推察されたような改修が行われることは当然と思われる。更にこの間の事情を具体的に捉えたいものである。

次に最近滋賀県の琵琶湖畔にあつた大中の湖の干拓に伴つて、古い耕田地帯が調査される機運になつてゐる。昭和三十九年以降滋賀県が行つた調査の概要が水野正好氏によつて発表されたが、^{註2}昭和四十年年度までに多数の木器木製品とともに

土器その他の生活用具が豊富に出土している。遺物は縄文後期より鎌倉時代に至る長い期間にわたっているが、特に弥生式遺物の豊富に発見される地域が発掘され、幅六・六米を隔てて二列の矢板杭列が発見された。杭列の幅は〇・九米の畦畔状のもので、内側には四・八米ほどの浅い溝があることが報告されている。現地を見学してみると、方角は北東より南西に走っており、湖東条里の基本線に近いことが観取される。近く報告書が刊行される由であるから、この論にとつても好資料が提供されることが期待している。

最後に日本海方面に於ける低地遺跡として石川県の猫橋遺跡と三浦遺跡が報告された。何れも木器、木製品が多く出土していて、低湿水田経営の地として適当な地域であるが、遺構の詳細は不明である。ちなみに近年北陸の海辺にある湖の干拓もすすんでいる。このような湖底に遺跡のある場合、水田趾の調査にはよい条件を具えているものと考えられる。但しこの種の調査には多くの準備が必要で、規模も大きくなるので、総合調査の必要が痛感される。

註1 日本考古学協会第三十二回総会（昭和四十一年四月二十九日

（五月一日）研究発表要旨

長田実、望月肇弘氏「登呂遺跡水田跡の発掘調査について」

——登呂遺跡第六次発掘調査概要

註2 同上発表要旨

水野正好氏「滋賀県大中の湖南遺跡発掘調査報告」

註3 同上発表要旨

上野与一、太田和夫氏「加賀国猫橋遺跡」

五・弥生期水田区画と条里遺構

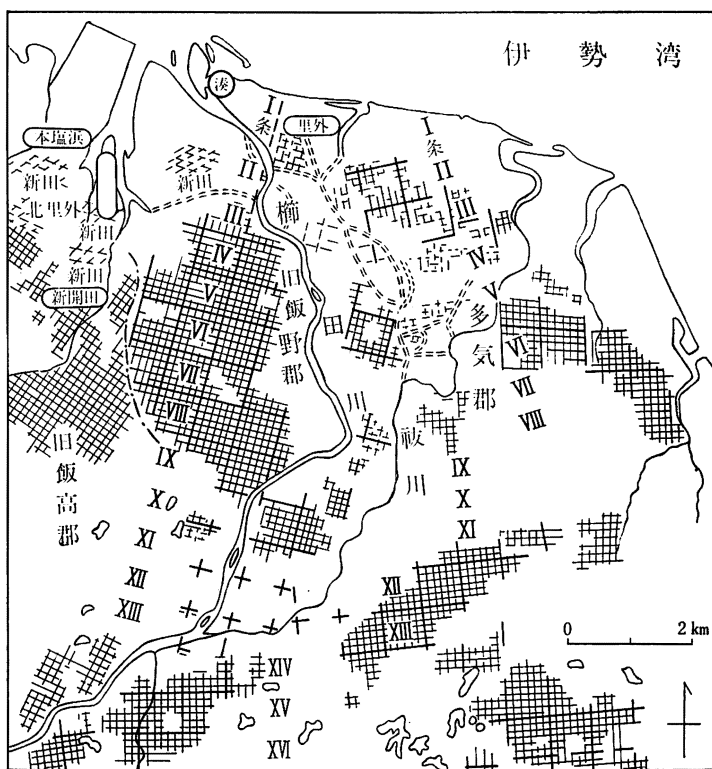
上箕田遺跡に関して鈴鹿川南岸の条里区について略述したが、ここ鈴鹿平野にみられる条里区画の概要は伊勢国平野一

弥生期の水田区劃について（下）（鏡山）

金山顕光、高堀勝喜氏外「石川県三浦遺跡の調査」

両遺跡とも低地遺跡で、猫橋遺跡は昭和三十八年より四十年にかけて行われた八日市川の改修工事によつて発見されたもの。主として弥生、土師の出土品が多く、水田遺構もあつたのではないかと思うが、詳細不明である。三浦遺跡は三十九年松任農業高等学校敷地で発見され、古墳前期より平安後期に至る層序が明かにされたという。

般についてもみられる。^{註1}ここに比較的調査の完了している櫛田川流域の例を紹介して、その特性を再検討してみよう。当地域はもと飯野郡、飯高郡、多気郡の諸郡に亘るものであるが、各郡内の条里は画一的な方向線をたどるものでないことを示している。櫛田川の左岸下流には飯野郡条里の中核をなす最も広域のものがある。ここでは、北より一条二条と数え



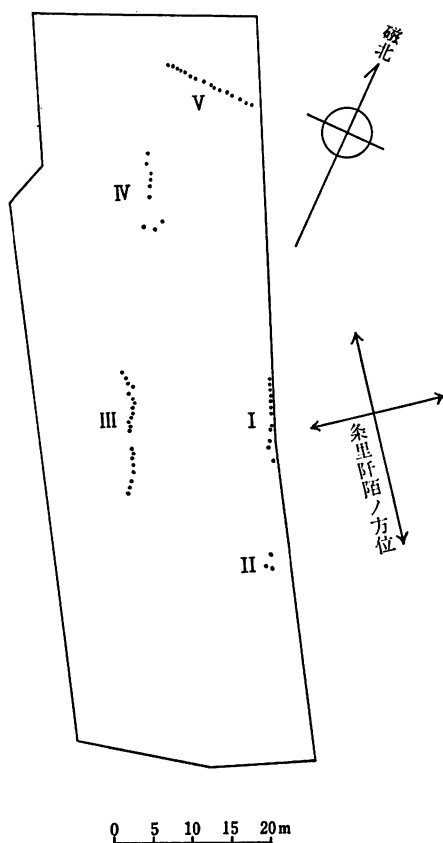
第23図 伊勢国櫛田川附近条里復元図
谷岡博士「平野の開発」による

ている。条の起点は現在の海岸に近い位置にある。この広域条里区は川の右岸にも断続しながら残っている。即ち櫛田川を挟んで両岸平地にまたがった同一規格方向地割は、幾度かのこの川の流路変遷によつて消された部分もあつたであらう。しかし櫛田川最下流右岸には、被川との間に独立した別方向の条里区が存在する。多気郡も条里方向よりすれば、図示（第二三図）するように数個の条里区が分布している。ことに多気郡の西側には、前にあげた鈴鹿川南岸の条里区のような、軸線偏向の規格はずれのものも認められる。谷岡武雄博士が指摘されているように、旧明星村南部では阡線がほぼ

南北に通じていても、陌線がそれと直交せず、一坪内の区画が菱形となる場合もあらわれる。その原因を主として「段丘や新期洪積層台地の存在、たびたびの氾濫による流路の変更、微地形的連絡性の欠除など」の自然地理的条件におかれているが、畿内の中央地や大阪からの隔り、すなわち「古代における周辺地の性格の反映」という歴史的な面も忘れておられぬ。畿内と地方、先進地帯と後進地帯の対照から、条里の不整合を解釈される方針は、私のこの論文で取あつた主旨と符合する。遠隔地帯、後進地帯に於ける不整合の現象は伊勢国に例をあげたが、前述の豊後国東町の田深川の北岸地域の条里にも相似た性格があり、駿河国駿東郡の旧愛鷹村（現在沼津市の西部）にみられる条里に類した土地区画にも相通ずる性格がある。しかもそのような不整合、若干規格に外れた土地区画は、弥生期水田区画に共通する特色でもある。規格外れというと語弊があるが、弥生期の水田区画が全くの無統制であるという意味ではない。それどころか、かえって今日からみると不思議に思われるほどの統制規格を内蔵している。それ故にこそ、登呂水田遺構を条里区画の遺構と混同する論もみられるのである。登呂遺跡に於ける水田遺構と条里との関係は本論の最初に述べたので、ここに再びとりあげる必要もないが、駿河平野に於ける条里に関連して静岡市有東第二遺跡をとりあげて弥生期の土地区画の問題にもどつてみよう。

有東第二遺跡というのは、登呂遺跡の北々東約七〇〇米の位置にある。昭和二十三年の夏登呂遺跡調査団の一員として参加した時に、この遺跡を通して水田面のなかに広い水溜りがあり、そのなかに杭頭が列をなしていることを実見した。登呂遺跡の畦畔遺構と共に調査の実施を期待していたが、すでに昭和二十三年四月下旬に後藤守一教授や杉原莊介氏等によって応急の調査が行われていたことを知った。その後調査の概要は考古学年報に簡単な記述で発表されている。^{註2}以下はその調査概要の紹介である。

有東第一遺跡と名付けられる遺跡は、登呂期以前からの土器様式をしめし、又珍らしい小銅鐸が発見されている。第二



第24図 有東第二遺跡杭列図

第8表 有東第二遺跡杭、矢板列走向計測表

地 点	矢板数(本)	延 長	走向磁北	真 北	備 考
I	14	8	N28°W	N34°W	磁北と真北の差 6°の計算 Iの列を南に延 長した位置にある
II	3	—	—	—	
III	22	15	N27°W	N33°W	
Ⅲ	9	10	N29°W	N35°W	
V	16	12	E1°S	N7°S	

遺跡はその北方にあつて、登呂期の土器を出土している。調査された地域は、一二〇米×三〇米の範囲であるが、四地域に大別される杭列と、井戸一ヶ所が発見されている。調査された時はすでに杭列の一部は抜きとられていたので、記録され図示されたものが全部でないことは明らかである。木杭の列は図のようにはば一直線をなし、Ⅰ、Ⅱ列は約

一七・五米へだてて平行している。

いま調査された矢板列について、走向をしらべてみると、第八表のようになる。

杭は割木の先を尖らし、長さ六〇乃至七〇呎程度のもを用いている。杭列線は土採り工事中に相当数が抜き去られているので、現存の杭列だけで判定するのは誤りであるかも知れないが、すべてが連結しているとも考えられない。水田遺構と判定出来ないし、又住民に関係あるものという推測も積極的には主張されていない。後藤教授は畦畔遺構であるならば、二列になるはずで、又土器が相当量発見されている所からこの地域が水田であつたとすることを否定されている。一つの可能性は住居のまわりをめぐるしたものという考えも提示されているが、断定はひかえられている。因に登呂遺跡と同じくこの地帯から弓状、剣形の木器、鉢、鍬等の木製品も出土している。

以上木杭の年代を弥生後期のものとすれば、私はここにその走向を問題としたい。Ⅱは三本の集団が一行でないから除くとして、Ⅰ、Ⅲ、Ⅳは前記のように北三三度―三五度西傾している。三ヶ所の矢板列の走向は現在この地域に遺存している条里区画とも近似していることについて注意を新にしておこう。すでに「登呂の水田区画」の項で述べたように、駿河府中の条里は北四十度西傾する方向であつた。有東第二遺跡の杭列との差は七―五度にすぎない。この角度は登呂水田趾の矢板列にも近似している。

菊池山哉氏はその著「登呂遺跡の再検討」に於て、登呂遺跡の水田畦畔遺構は班田収授即ち条里区画以後のものとされている。その理由は色々あげられているが、根本の理由は条里走向と近似しているがためである。しかし矢板によつて示される水田遺構は条里遺構そのものではないという事実は、最初に両者の関係を説明したので、くり返す必要はあるまい。今日大化時代の条里遺構といわれるものは登呂遺跡のような矢板列や杭列の状態で説明出来るものではない。現在各

地にみられる条里遺構といわれるものは、すべて現存の道路畦畔によつて判定されている。現在でも正確な計測を行えば、各地の条里地区割は誤差のすくないことは驚くべき事実である。平行、直角の計測、延長計算、方向等精密に測量する場合には、このことがよく理解されるであろう。これに比ぶれば、弥生期の遺構と称する矢板列、杭列等は直線コースさえ正確でない。このくるいのない直線に杭を並列する技法、又は直角に角度をはかる技術等は、弥生期には行われないのが当然である。私どもはそれ等の木、板の並列の觀察から、古代の田地区画をみてきたけれども、その大部分は弥生後期に限られていた。この事実は弥生後期の低湿地開拓の状態を暗示するものである。その地質的条件によつて木材の湿度保存が行われてきたのであろう。これ等の木材が地下に保存されるがために、水田面は浮動性をおびて捉え難いが、畦畔水路の線は地下に明示されるのである。今日の水田畦畔の補強に打ちこまれる杭列も、一直線にはなっていないけれども、畦畔そのものが直線であるならば、短距離の計測ではジグザグになつていても、長距離の全長を通觀する時は、直線方向にならぶのが当然である。しかし弥生期の杭列は多くの場合ゆるやかなカーブを描いている傾向があることをこれまで随所で注意してきた。しかもそれ等は、一定の方向を示している事実は否定出来ないし、又それ等が集合している時には、平行直角の關係も、条里ほど正確でないにしても、水田区画が方形又は長方形に近いことも証明してきた。水田一枚一枚が任意に広狭であるということもなく、畦畔の走向も嚴密ではないが、一つの規制があることを示している。この事実は弥生期の水田が或種の共同体の開發に基礎を置いていることを暗示している。換言すれば、共同水利の立場から個々の水田が幹線灌漑水路を持ち、分水、排水の共通した利便を受けるような統制力が存在することを物語っている。そしてその水田の共同水利の及ぶ範圍は、後世の条里区割の際にも根強く保たれたと考えられる。このことが弥生水田区画と条里水田区画が一致、若しくは近似する原因であらう。

すでに私はこのような観点から、弥生期水田遺跡の例をあげてきた。簡単にその結果をまとめてみると、左記のような

例証をあげてきた。

一、静岡市登呂遺跡と、有東第二遺跡をふくむ弥生期の杭列、矢板列と、駿河条里区の方角近似。

二、駿河国―伊豆国に於ける弥生期の溝、杭、矢板列と数地区に区分される条里水田区画方位との一致。

三、大分県安国寺遺跡に於ける杭（矢板）列の走向の周辺条里方向との近似性。

一地域の条里区画が如何様にして設定されるか種々の要因が考慮されるべきである。今考えられる要因をあげてみると、

第一、政治的行政区画

第二、自然地形的な条件

第三、先行水田の水利を踏襲する傾向

などである。

私は第三の傾向に重点を置いて論をすゝめてきたが、それも、第一、第二も関連のないことがらではない。水田規制の行われる社会統制は、政治的な権力支配にせよ、共同体的な相互援助にせよ、弥生期がその発生期でない。それにしても、弥生期には小国家群の発生があり、遺跡からは集落墳墓群にみられる社会集団の実情から、或る程度の秩序編成が存在したことは否定出来ない。このことについては、私は断続的ながら、本誌掲載の幾つかの論文で指摘してきた。条里区画に関連したことであるが、歴史的には大化年代に郡郷の制度が明文化しているけれども、地方制度の法的規制には従来大化以降の郡制に関連のあることをみても明らかであろう。従来条里区画はその郡制に規制される所が多いように理解されてきた。しかし、各地域の条里研究がすゝむと、一郡内に異方向の条里区が存在している例も少なくことが明らかに

なつた。それにはやはり地形的な要件が加わっていることも理解出来ないことはない。しかしひるがえつて考えると、自然地形は日本の水田地帯では極めて複雑である。広漠とした平坦地がつゞいてゐる地形は少く、巨視的にそのような大平野があつたにしても、部分的には水系傾斜が入りこんでゐる場所が多い。いわんや狭い谷々にまで、古くより開田された事例があるとすれば、各々独立した水田灌漑は地形傾斜に支配されるであろう。そのような谷や大平野の極端な例をのぞいて、日本の一般の平地について条里区の実情をみてみるならば、すでにあげた駿河、伊豆、伊勢地方の諸例をみることによつて、一般的な傾向が理解される。

上述のように、地方の条里区については稀に厳正な規格からはずれるものがあり、それが条里時代よりも古い土地割の様相を示すことも考慮されねばならない。たゞし大和平野の条里などは中央政權の所在地であるから、厳正な規格工事が施行された代表としてあげられる。大和の条里基線は平野に南北に通ずる下^{しも}ッ道にあるとされている。中ッ道、山辺路も、ともに平行して条里基線となつてゐる。いずれも二十数軒にわたつて、南北方位を正確にはかつてゐる。歴代帝都の所在地であつた所であるから、中国文物の影響を受けた段階では、新帝都が南北方位をとるようになったことも当然であろう。しかし最初から当地域の水田地帯がこのような方位を厳守せねばならぬ理由はない。大和平野全域を一圏とする画一的な水田区画は、大化前代存在を考へることは不可能であらう。大化以後には画一的な大土木工事を施行する政治権力とそれを可能ならしめる技術水準が存してゐたことは考えられる。今こゝに例証しようとする班鳩法隆寺附近の古代地割の問題は、すでに条里の起源にも関連してとりあげられてきた。条^み里の起源について年代的に問題になる大化前後は、飛鳥地方にあつたが、聖德太子の班鳩宮の故地については幾つかの知見が加わつた。かつて法隆寺の前身とされる若草伽藍の寺趾調査によつて、この寺が四天王寺式の配置を持ち、建物の方位が磁北で二〇度の傾斜を持つてゐることが注意された。つぎに法隆寺東院の地下から班鳩宮の一部と推定される建築趾が発見され、これの磁北約十二度の傾（東傾）を示してい

ることが知られた。^{註4}これ等の軸線に應じて、この方位に近似した道路もあり、かつては当地に南北位をとらない地割が存在していたことが指摘されている。しかも法隆寺の現存建物は南北位をとっていて、前後二つの寺院の間に地割の改正が行われていることを物語っている。条里以前の地割は正しい方格地割でないし、又平行直角の路線ではない。けれども相似た方向で決定されていたことは、弥生期水田地割りに共通する性格であつた。このような論をおしすゝむれば、大和平野にも大化前代に耕田があつたに相違ないので、幾つかの違つた水田区画をもつたことは当然であろう。畿内条里は大和平野を代表として、広域に亘つて南―北方向に整然とした土地区画が実施されているが、それは大化以後中央政府の所在地に近くあつた大和、山城、河内の平野中心部にみられる現象である。

すでに、大和平野では平城京条坊に連つて、区画された基本的条里があるけれども、その周辺には特殊条里が存在していた。秋山日出雄氏はこれ等を整理して、^{註5}平群郡に内平群、龍田の両条里、葛下郡に真野、墓門両条里、葛上郡に巨勢条里、高市郡に檜前、呉原の両条里の存在を推定された。又基本条里も詳細に観察すれば、決して単一の条里でなく、各種の条里が複雑に錯綜している実情を分析されている。坪の面積が異なるこれ等の独立条里区の存在は、奈良盆地の中心部に画される東西、南北の基準条里の地下に、同様の幾つかの独立した地割りが存在していることを想像せしめる。

大和平野の西にうつると、河内の古い地割りにについても、恐らく大和平野と同じ状態と推測される。この方面の条里坪付けの順列が幾つかのグループに分れていることもその一端を示すものかも知れない。^{註6}なおこの地域の詳細についての調査が必要であろう。更に大阪市内の古い地割りについては、難波京の発掘に期待されるものがある。^{註7}聖武天皇の難波宮の朝堂院、内裏阼及天武朝の難波宮の内裏阼などは発掘調査もすゝんで、遺構の軸線は正南北であることが知られている。最近ではそれと異なる方向の溝や建物の趾も検出されている。それが天武朝以前の如何なる性質の建物であるかを決定する段階ではないが、正南北方位をとらない前時代の地割りなり、建物の存在は否定出来ないであろう。

河内国の周辺をみると、和泉の国ですでに南北位をとらない条里線も多く、旧大鳥郡大鳥郷域では比較的狭い範圍の条里区が残っていることを米倉二郎教授が指摘されている。^{註8}

このような小さな条里区が分布することは、やはり前時代的な水田区劃、ことに在来の灌漑水系を無視出来ず、その旧来の幹線を直線化して設定した面も考えあわせねばなるまい。

直交する二つの方向に規制される方針は、すでに弥生期に存在している。それが又かなりの広い範圍に及んでいたことも、登呂―有東の遺構から推測出来る。そして弥生期の方向が条里の水田整理に際しても踏襲された形迹のあることを考える材料にもなる。このことは現在の条里区から、弥生期の水田の一括単位を推測する一つの手がかりにもなるのではないかという論もうまれる。

私は現在の条里区をそのまゝ弥生水田の一括地と理解しようとするものではないが、条里遺構からさかのぼって推察される操作の可能性を提示しようと思う。それはこれまであげてきた資料から可能性を示すに充分であるが、具体的な少数の資料から、全面的な法則を即決し得ない。しかし将来は両者の関連を示す資料も、研究方法の如何によつては期待し得るのではなからうか。

弥生期の水田区劃が個々の小規模経営でないことは駿河、伊豆平野其の他の諸遺跡について推察することが出来た。共通する水利問題についても、恐らく農耕共同体の規制が早くより存在していたであろう。弥生後期の遺跡によつてのみそのことを推論するにすぎないけれども、この事実は日本の古代農耕経営についての根本的な特性として理解発展させねばならない問題と考える。

註1

伊勢国南の条里遺構については古くは左の文献がある。
大西源一氏「伊勢国飯野多気両郡に於ける条里の復原」

歴史地理八五の二（一九五四）

最近では左記の編著がある。

藤岡鎌二郎氏編「河谷の歴史地理」櫛田川・紀ノ川流域」

（一九五八）

なお第二十三図とその説明は左記の書によった。

谷岡武雄博士「平野の開発」（一九六四）古今書院

註2

考古学年報 昭和二十三年度 日本考古学協会編纂（昭和二十六年刊）

註3

田村吉永氏「条里より見たる法隆寺」総観法隆寺（昭和二十四年九月刊）所収

其他

註4

浅野清氏「法隆寺建築総観」（昭和二十八年九月）国立博物館「法隆寺東院に於ける発掘調査報告書」

註5

日本文化史大系、三 奈良時代 昭和三十一年十一月 小学館刊

秋山日出雄氏編述「大和平野の条里図」参照

註6

日本文化史大系二 飛鳥時代
七八図 南河内の条里制

註7

山根徳太郎氏を中心とする難波京遺跡調査の業績である。
最近の関係レポートは、

「難波宮址の研究中間報告Ⅳ」（第二〇・二二次発掘調査概要） 昭和四十一年四月 難波宮址顕彰会刊

註8

米倉二郎氏「古代和泉地方に関する二三の歴史地理的考察」史林第二〇巻一号 昭和一〇年

The Division of Rice-field in the Yayoi Period (III)

Takeshi KAGAMIYAMA

I have already given some data as to the sites of the rice-field of Yayoi Period, such as those in Toro (登呂) and Ankokuji (安国寺), in the previous articles. On the basis of these data, the following points may be suggested in conclusion:

- 1) Even in Yayoi Period, the system of the division of rice-field is already extended to quite a wide area. Each field is square or oblong, and the typical example is the one in Toro.
- 2) Some square divisions of Jyori System, which were made after Taika period, are located in the same direction as those rice-fields which were explored in Yayoi Period. The examples are found in the sites of Sunto-gun (駿東郡) in Shizuoka Prefecture.
- 3) The square divisions in Kinai district—Yamato, Yamashiro and Kawachi—extend unexceptionally from south to north, although there were different land-divisions in the former period. The example is found in Ikaruga (班鳩).